

青森県報

号外第三十五号

平成十五年三月三十一日(月曜日)

目 次

公 営 企 業

青森県公営企業局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………	(公営企業局) ……	一
青森県公営企業局文書規程の一部を改正する規程……………	(同) ……	二
青森県公営企業臨時職員に関する規程の一部を改正する規程……………	(同) ……	五
青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………	(同) ……	六
青森県公営企業職員倫理規程の一部を改正する規程……………	(同) ……	六
青森県公営企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程……………	(同) ……	六
青森県公営企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程……………	(同) ……	六
青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………	(同) ……	七

公 営 企 業

青森県公営企業局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県公営企業管理規程第三号

青森県公営企業局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業局の組織等に関する規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(グループの設置)

第三条 局に、総務グループ及び工務グループを置く。

第四条の総務課の項中

「総務課

一 局内の庶務の整理に関すること。」を

「総務グループ

一 局内の庶務の整理に関すること。」に改め、同項第二十五号を次のように改める。

第二十五 社団法人青森県産業振興協会の指導監督に関すること(県営浅虫水族館の管理運営に係る事項に限る。)

第四条の総務課の項第二十六号中「総務課」を「総務グループ」に改め、同項第二十七号中「他課」を「他グループ」に改め、同条の工務課の項中

「工務課

一 各事業施設の利用計画及び維持管理に関すること。」を

「工務グループ

一 各事業施設の利用計画及び維持管理に関すること。」に改め、同項第三号中

「総務課」を「総務グループ」に改め、同項第八号中「工務課」を「工務グループ」

に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を削り、同項第六号中「総務課」を「総務グループ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「総務課」を「総務グループ」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「総務課」を「総務グループ」に改め同項第四号の次に次の二号を加える。

五 駐車場事業に関する事（総務グループの分掌に係る事務を除く。）。

六 県営浅虫水族館に係る建設改良の実施及び修繕工事等の指導に関する事。

第四条の二を削る。

第十四条中「総務課、給水課及び施設課」を「総務課及び給水課」に改める。

第十五条第二項第三号中「青森県八戸工業用水道に係る電気及び機械設備の」を削り、同項第四号中「（他課の分掌に係る事務を除く。）」を削り、同条第二項を削る。

第十九条第一項中「給電協定等」を「給電申合書等」に改める。

第二十二條第三号中「課長」を「グループリーダー」に改め、「課長補佐」を削る。

第二十三條第二項中「課長」を「グループリーダー」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「別表第七」を「別表第六」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十七條第一項中「当該事務を担当する」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「二人」を削り、「課長」を「グループリーダー」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十八條の見出し中「課長」を「グループリーダー」に改め、同条第一項中「課長」を「グループリーダー」に、「当該事務を担当する課長補佐」を「あらかじめ知事の承認を得てグループリーダーが指定する職員」に改め、同条第二項を削る。

別表第一次長の項中「そのうち一人は総務課に係る事務を、他の一人は工務課に係る」を「局の」に改め、同表課長の項を次のように改める。

グループ リーダー	上司の命を受け、グループの事務を掌理する。
--------------	-----------------------

別表第一課長補佐の項を削り、同表総括主幹の項中「課」を「グループ」に改め、同表主幹の項中「課長」を「グループリーダー」に改め、同表係長の項を削る。

別表第四の局長の専決事項の項第一号中「課長」を「グループリーダー」に改め、「課長補佐」を削り、同項第二十一号を同項第二十二号とし、同項第四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「課長」を「グループリーダー」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「課長」を「グループリーダー」に改め、同

を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十八條第一項の規定によるグループリーダーの事務を代決する職員の承認に関する事。

別表第五中「本庁の課長」を「グループリーダー」に、「課長を」を「グループリーダーを」に、「所属」を「本庁の」に改める。

別表第六を削る。

別表第七中「私事旅行」を「転地療養等」に改め、同表を別表第六とする。

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県公営企業局文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県公営企業管理規程第四号

青森県公営企業局文書規程の一部を改正する規程

青森県公営企業局文書規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改める。

第四条第一項中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改め、同条第二項中「庶務係長」を「総務グループリーダーが指定する職員」に改める。

第五条中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改める。

第九条中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改める。

第十二條及び第十三條中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改める。

第十四條第一項中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改め、同条第一項第一号及び第二号中「主管課長」を「主管グループリーダー」に改め、同項第五号中

「主管課長」を「主管グループリーダー」に改め、同項第六号中「二以上の課」を

「二以上のグループ」に、「認める課」を「認めるグループ」に改め、同条第二項中

「総務課を経ないで」を「総務グループを経ないで」に、「総務課長」を「総務グループ

リーダー」に改める。

第十五條中「課長」を「グループリーダー」に、「係長」を「職員」に改める。

第十五條中「課長」を「グループリーダー」に、「係長」を「職員」に改める。

第十六条中「その課」を「そのグループ」に、「総務課長」を「総務グループリーダー」に改める。

第十九条中のただし書を削る。

第二十一条の見出し中「事務担当課等」を「事務担当グループ等」に改め、同条第一項中「担当する課」を「担当するグループ」に、「事務担当課等」を「事務担当グループ等」に改め、同条第二項中「事務担当課等」を「事務担当グループ等」に改める。

第二十二条第一項中「他課」を「他グループ」に、「関係課長」を「関係グループリーダー」に改め、同条第二項中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改め、同条第三項中「主管課長」を「主管グループリーダー」に改め、同条第四項中「関係課長」を「関係グループリーダー」に、「主管課長」を「主管グループリーダー」に改める。

第二十三条中「総務課長」を「総務グループリーダー」に、「主管課長」を「主管グループリーダー」に改める。

第二十六条第一項中「主管課」を「主管グループ」に改める。

第二十七条第一項中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改め、同条第二項中「総務課」を「総務グループ」に改め、同条第三項中「主管課」を「主管グループ」に改め、同条第四項中「総務課」を「総務グループ」に改める。

第三十条中「主管課」を「主管グループ」に改める。

第三十二条第二項中「主管課長」を「主管グループリーダー」に、「総務課長」を「総務グループリーダー」に改める。

第三十三条中「各課」を「各グループ」に、「総務課長」を「総務グループリーダー」に改める。

第三十四条中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改める。

第三十六条第一項中「総務課長」を「総務グループリーダー」に、「主管課長」を「主管グループリーダー」に改め、同条第二項中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改める。

「グループ」に改める。

第三十七条中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改める。

第三十九条の表を次のように改める。

第三条	総務グループリーダー	所長
第四条第一項	局	所
第四条第二項	総務グループリーダーが指定する職員	総務課長
第十四条第一項	主管グループリーダー	主管課長
第十四条第二項第二号	局長	所長
第十四条第一項第五号	企業出納員	所長
第二十二条第一項	他グループ	他課
第二十二条第二項	総務グループリーダー	総務課長
第二十二条第三項	主管グループリーダー	主管課長
第二十二条第四項	関係グループリーダー	関係課長
第二十三条第一項	総務グループリーダー	総務課長
第二十三条第二項	主管グループリーダー	主管課長
第二十七条第一項	総務グループ	総務課
第二十七条第二項	主管グループ	主管課
第二十七条第三項	総務グループリーダー	総務課長
第三十六条第一項	主管グループリーダー	主管課長
及び第二項	総務グループリーダー	所長
第三十七条	総務グループリーダー	所長
第三十八条	局長	所長

別表を次のように改める。

別表

公	印	号	寸法(単位 mm)	ひ	な	型(字体はてん書)
青	森	県	30		青	森
知	事	務			知	森
		総			青	森
		務			森	県
		グ			県	公
		ル			公	営
		ー			営	企
		リ			企	業
		ド			業	局
		ー			局	専
					用	

青森県公営企業局専用

青森県公営企業管理規程第五号

青森県公営企業臨時職員に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業臨時職員の任用に関する規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改める。

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県公営企業管理規程第六号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六号様式の（その二）中「猫」を「ムギ」に改める。

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員倫理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県公営企業管理規程第七号

青森県公営企業職員倫理規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員倫理規程（平成十三年四月青森県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「総務課に係る事務を整理する」を削る。

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県公営企業管理規程第八号

青森県公営企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

（青森県公営企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第一条 青森県公営企業職員の給与に関する規程（昭和四十九年四月青森県公営企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表課長の項を削る。

（青森県公営企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

第二条 青森県公営企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成十四年三月青森県公営企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「改正後の規程にかかわらず」を削り、「に達するまでの間、」を「に達しない場合、改正後の規程の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までの間、」に改める。

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県公営企業管理規程第九号

青森県公営企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員被服等貸与規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改める。

第五条第一項中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改め、「所属長」の下に「等」を加え、同条第二項中「所属長」の下に「等」を加える。

第六条及び第七条の規定中「所属長」の下に「等」を加える。

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県公営企業管理規程第十号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一名」を「二名」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 あらかじめ指定された職員は、企業出納員が不在の場合において、総務グループリーダーから企業出納員に代わつてその職務を執行することを命ぜられたときは、その職務をする間に限つて企業出納員に命ぜられた者とする。

第三十条第十号中「口座振替手数料」の下に「その他これに類する経費」を加える。

第三十条第三項を削る。

第三十条第十四号を削る。

第五十一条第一項中「又は現金等払込書」を「その他の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」に改める。

第一百七十七条第七号中「製造の」を「製造その他について」に改める。

第二百二十九条第三号中「八・二五」を「三・六」に改める。

別表第一の1の③の表の備考の欄中「20万円未満」を「10万円未満」に、「20万円

以上」を「10万円以上」に改める。

別表第一の2の③の表の備考の欄中「20万円未満」を「10万円未満」に、「20万円以上」を「10万円以上」に改める。

別表第一の3の③の表の備考の欄中「20万円未満」を「10万円未満」に、「20万円以上」を「10万円以上」に改める。

別表第一の4の③の表の備考の欄中「20万円未満」を「10万円未満」に、「20万円以上」を「10万円以上」に改める。

第三号様式中

課	長	補	在	係	長	係	起	課

を

グループリーダー

グループ	リーダー	起	課
------	------	---	---

に改める。

第四号様式中

課	長	補	在	係	長	係	起	課

を

グループリーダー

グループ	リーダー	起	課
------	------	---	---

に改める。

第五号様式中

課	長	補	在	係	長	係	起	課

を

グループリーダー

グループ	リーダー	起	課
------	------	---	---

に改める。

附 則
この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭